

議案第4号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

保育所嘱託医師及び保育所嘱託歯科医師の報酬について、職務の内容及び責任に応じた額に増額し、いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬について、委員が調査、報告書作成等の事務に従事した場合における報酬額を整備し、並びに学校運営協議会委員の報酬について、一の学校運営協議会当たりの年額に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)	
教育委員会委員の部から児童扶養手当障害判定医の部まで	(略)	(略)	
保育所嘱託医師	<u>年 135,000</u>	(略)	
保育所嘱託歯科医師	<u>〃 90,000</u>	(略)	
国民健康保険運営協議会の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)	
学校産業医	日 21,000	(略)	
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)	
いじめ問題専門委員会	委員長	<u>〃 17,000</u>	(略)
	委員	<u>〃 15,000</u>	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長	<u>〃 17,000</u>	(略)
	委員	<u>〃 15,000</u>	(略)
社会教育委員	年 55,000	(略)	
学校運営協議会委員	<u>〃 12,000</u>	(略)	
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)	

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から児童扶養手当障害判定医の部まで		(略)	(略)
保育所嘱託医師		年 200,000	(略)
保育所嘱託歯科医師		〃 150,000	(略)
国民健康保険運営協議会の部から学校薬剤師の部まで		(略)	(略)
学校産業医		日 21,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで		(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長	〃 17,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合には88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員	〃 15,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合には88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長	〃 17,000 ただし、いじめ	(略)

		<u>の事案に関する調査, 報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては 88,000 を超えない範囲内で規則で定める額</u>	
	委員	〃 15,000 <u>ただし, いじめの事案に関する調査, 報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては 88,000 を超えない範囲内で規則で定める額</u>	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
学校運営協議会委員		<u>一の学校運営協議会につき</u> 年 12,000	(略)
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表いじめ問題専門委員会の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表いじめ問題専門委員会の部の規定は、令和5年4月1日から適用する。